

菊池基署発 0416 第 2 号
令和 8 年 4 月 16 日

建設業の事業主 各位

菊池労働基準監督署長



建設業における労働災害防止活動の徹底について（要請）

日頃より労働災害防止対策に向けた各種取組について、多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における休業 4 日以上労働災害（以下「労働災害」という。）は、令和 7 年において 499 件発生し、前年と比較し、17 件の増加となりました。うち建設業においては、51 件と前年と比較し 5 件の減少で、減少の傾向が現れており、関係各位が災害防止活動に御尽力いただいている結果であると存じます。

一方で、令和 7 年における死亡災害は 6 件であり、うち建設業では 3 件発生しております。死亡災害撲滅に向け、これら事例について、深く検証し、各事業場における取組に最大限活用しなければならないと考えております。

建設業における労働災害発生状況及び各種行政課題を踏まえ、これまでお願いしておりました事項に加え、今年度の活動の重点としていただきたい取組を下記のとおりまとめましたので、御活用いただきますようお願いいたします。

なお、貴事業場の所属労働者のみならず、協力会社、一人親方等関係者に対して、労働災害防止のために本件の周知と啓発を併せてお願いいたします。

記

1. 令和 7 年に発生した死亡災害事例

別紙のとおり。

これら災害は、建設工事作業そのものではなく、それに付随する業務であり、各事業主において実施される安全管理活動の枠外に置かれている可能性があるものと考えられる。

2. 1 に関する必要な取組

上記 1 のとおり、発生した死亡災害は、すべて建設工事作業に付随して行われるものであり、例えば、別紙の死亡災害事例③では、現場内ではなく自社整備場という建設現場から物理的に離れたところで発生している。

この点、こういう作業も建設工事の遂行に必要不可欠な作業であるから、建設工事において行われる作業に含め、次の取組を検討し、必要な対策を講じること。

なお、例えば、例年実施される「安全週間」や「年末年始無災害運動」といった取組を活用し、本件取組が一過性のものとならないよう工夫すること。

（注意事項）

ここでいう「付随する業務」は、あくまでも当署管内における労働災害発生状況を踏まえて使用する用語であり、建設業法ほか関係法令又は関係ガイドラインに示す「附帯工事」を指すものではないこと。

＜取組事項＞

【概要】

- 付随する業務の洗い出し
- 現状のパトロール範囲の見直し
- リスクアセスメントの実施及び結果の周知徹底

【詳細】

○ 付随する業務の洗い出し

付随する業務の洗い出しに当たっては、次の点に留意し、どういった作業があるかを整理すること。なお、整理にあたっては、現場で実施するKY活動手法を用いて差し支えない。

＜労働者等に着目した事項＞

- ・ 労働者等の勤務開始時における作業（準備、朝礼、移動）
- ・ 労働者等の休憩における行動（移動、飲食）
- ・ 労働者等の勤務終了間際の作業（片付け、終礼、移動）

＜資材、重機等に着目した事項＞

- ・ 資材、重機の搬入搬出における作業（移送）
- ・ 移動式クレーン等の走行作業（移送、車両走行）

＜場所に着目した事項＞

- ・ 現場以外に労働者が作業する場所（事務所、休憩所、公道）

○ 現状のパトロール範囲の見直しと洗い出した業務に対する活動

店社における安全管理活動のほか事業場において実施している安全朝礼、安全パトロールといった取組が現場のみならず、事務所、土場、倉庫といった付随する作業を行う可能性がある場所も含めているか確認すること。

現場のみを安全管理活動の対象としており、付随する作業を含めていない場合は、上記において洗い出した作業に関するパトロール等実施し、現状の実態を把握すること。

○ リスクアセスメントの実施及び結果の周知徹底

上記において洗い出した作業及び把握した実態を踏まえて、リスクアセスメ

ントを実施すること。リスクアセスメントを実施した上でのリスク低減策の材料として、次の参考資料があること。

参考資料／関係サイト	QRコード／URL
厚生労働省HP（建設業における安全対策） 厚生労働省HPにおいて、建設業に関する労働災害防止対策事項をまとめたページです。	
職場のあんぜんサイト（災害事例） 労働災害事例が数多く掲載されていますので、フリーワード検索を活用しつつ参考となる事例を探することができます。	
厚生労働省HP（行動災害防止） 行動災害防止対策の基本的事項をまとめた通達が掲載されています。また、社内向けテキストが発行されていますので、着眼点の手がかりとしていただければと思います。	関係通達  参考資料 
厚生労働省HP（交通労働災害防止） 交通労働災害防止に関する事項がまとめられたページです。	
熱中症対策 「熱中症予防のための情報・資料サイト」です。教育向けテキストも数多く掲載されていますので、御確認ください。	
職場のあんぜんサイト（リスクアセスメント） リスクアセスメント指針の内容がまとまっています。 必要な様式は、厚生労働省の資料に掲載されていますので、御活用ください。	
建設業労働災害防止協会 建設業における労働災害防止を目的として設立された特別法人です。各種イベント、資料等が掲載されていますので、御活用ください。	

3. これまでお願いしてきた事項

別添のとおり。

令和6、7年度において、当署から示してきた取組事項をまとめたものであるため、内容を確認し、各現場における取組に活用すること。

4. 担当部署

菊池労働基準監督署 安全衛生課

TEL：0968-25-2668

以上

令和7年における菊池署管内での死亡災害事例（建設業）

死亡災害事例①

＜発生状況＞

横転したドラグショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横たわっているところを近所の住民が発見し、救急搬送されたもの。

被災者は、当該場所からドラグショベルを車両積載型トラッククレーンを用いて移動させるための移送作業に従事していた。発見時、当該トラッククレーンの荷台がジャッキアップされ、固定されていない道板が当該ドラグショベル付近に落ちていた。

被災者は、シートベルト未着用であり、また、ドラグショベルを運転するための技能講習、特別教育等未修了者であり、いわゆる無資格であった。

＜データ＞

発生月：2月
性別：男性
年齢：60代
経 験：1年

事故の型：2m未満からの墜落
起因物：建設機械等

＜事故原因について（推定含む）＞

- ドラグショベルを運転するための技能講習、特別教育等が未修了であり、いわゆる無資格であったこと
- ドラグショベルを用いての作業（本件の移送作業）を行うための作業計画がなく、当該作業の危険性把握があいまいなまま、単独作業をさせたこと

死亡災害事例②

＜発生状況＞

工場天井裏の空調設備設置工事において、休憩のために当該天井裏（パネル板）を歩いていたところ、本来通る予定としていない人通口を通ったため、廊下天井裏（ケイカル板）に出てしまい、その天井を踏み抜いて、3.6m下の廊下に墜落した。

休憩に入るための移動中であったこともあり、ヘルメットは着用しておらず、墜落制止用器具も使用していなかった。

天井裏での作業は、その日が初めてであり、天井裏での移動ルートは、その日の作業開始時の安全朝礼において、現場代理人から図面を用いて説明されていた。

<データ>

発 生 月：7月
性 別：男性
年 齢：60代
経 験：13年

事故の型：2m以上からの墜落・転落
起 因 物：仮設物・建築物・構築物等

<事故原因について（推定含む）>

- ケイカル板強度が作業員の体重等に耐えるものではなかったこと
- 作業の関係上立ち入る予定のない箇所に表示等しておらず、通るべき通路の見える化がなされてなかったこと
- 作業現場にいたにもかかわらず、ヘルメットを外していたこと

死亡災害事例③

<発生状況>

重機運搬車がアウトリガーでジャッキアップさせていた状態で停車しており、車底部のPTOシャフトに被災者の右腕が巻き込まれ、宙に浮いていたところを同僚が発見した。

エンジンはオンの状態で、PTO切替ボタンが押下されていたが、発見時、エンジンは動いていなかった。

なお、被災者は重機他車両整備業務に従事している者で、通常、整備は単独作業であった。

<データ>

発 生 月：12月
性 別：男性
年 齢：70代
経 験：33年

事故の型：はさまれ・巻き込まれ
起 因 物：動力運搬機

<事故原因について（推定含む）>

- 車両整備において、車体をシザーリフト等専用機材を用いることなく、アウトリガーにより車両をジャッキアップさせて車底部で作業をさせていたこと
- PTOが回転している状況で、それに巻き込まれるおそれがあったにもかかわらず、機体を停止させていなかったこと
- 当該車両整備が事業場内安全管理活動の範疇とされておらず、被災者任せとなっていたこと

従来お願いしてきた取組まとめ

【令和7年度（令和7年4月17日付け菊池基署発 0417 第7号）】

1. クレーン機能付きドラグショベルの転倒防止対策

- ◇ クレーン機能付きドラグショベルによる荷の吊上げは、必ず「クレーンモード」に切り替えて行うこと
- ◇ 法定の技能講習又は特別教育を修了した労働者に運転させること。なお、クレーン機能を用いてクレーン作業を行う場合は、移動式クレーンに係る法令が適用されること
- ◇ カタログ等により移動式クレーンに係る定格荷重曲線を十分に確認し、旋回範囲（作業半径）と定格荷重の関係を理解し、遵守すること。なお、必要に応じて、荷の重量をその荷に印字する等により『見える化』を図ること
- ※ 旋回速度が速すぎると、旋回時につり荷に遠心力が働き、作業半径が伸びて過負荷になることがある。つり荷の質量と作業半径が同じであれば、つり荷に働く遠心力は旋回速度の2乗に比例して大きくなるため、旋回速度が2倍になれば遠心力は4倍になる。
- ◇ 作業計画を策定し、運転者、玉掛者、合図者などの関係者配置を明確にした上で、当該ドラグショベルの運行、作業半径、定格荷重曲線により確認した荷の荷重に関する事項を定めること。これは必ず関係者に周知させること。
- ◇ いわゆる「3・3・3」運動を励行すること。
- ※ 「3・3・3」運動とは、吊り荷から3m離れて、地切り30cmで一旦停止、3秒間停止して確認の徹底に関する取組のこと。

2. 重機との接触及び移送時の労働災害防止対策

- ◇ 使用する車両系建設機械について、法定の作業計画を策定し、運転者、指揮者、合図者等関係者配置を明確にした上で、作業位置・方法、運行経路・作業半径を検討し、それを必ず関係者に周知させること。
- ◇ 使用する車両系建設機械について、原則として、その可動範囲内に労働者等を立ち入らせないこと。なお、誘導者を配置の上、当該可動範囲内に立ち入らせる場合は、当該誘導者の立ち位置、死角の有無、合図の方法を十分に確認の上、関係者の密なコミュニケーションを徹底すること。
- ◇ 使用する貨物自動車（トラック）について、法定の作業計画を策定し、関係者に周知させること。この場合、荷の形状、荷の積卸場所の広さ及び地形等必要な事項を十分に確認し、作業方法を検討すること。
- ◇ 荷の積卸作業中はもとより、運転席の乗降を含め、作業中は墜落時保

護用ヘルメットを必ず着用させること。

- ◇ 車両系建設機械ほか重機の移送において、道板等を使用する場合は、必ず固定させること。なお、その固定の方法等取扱い上の必要な事項は事前に教育すること。

【令和6年度（令和6年4月16日付け菊池基署発 0416 第2号）】

1. 「墜落・転落」災害防止対策

- ◇ 墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。元方事業者による現場巡視においては、その装着状況のみならず、フックをかけているか、親綱等の設置は適切か、についても確認すること。
- ◇ はしご・脚立の使用前に厚生労働省が公表している作業前チェックリストを活用して、安全な使用を徹底すること。現場巡視等においてもこのチェックリストを活用し、安全な使用を確認すること。
- ◇ 令和6年3月に公表された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（建設業労働災害防止協会作成）にある措置を実施すること。

2. 高年齢労働者対策

- ◇ いわゆる「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、現場の高年齢労働者の就業状況を踏まえた安全衛生体制の確立、職場環境の改善を図ること。
- ◇ 「エイジアクション100」（中央労働災害防止協会作成）にあるチェック項目を活用し、現場の問題点の洗い出し、リスク低減措置等をとること。
- ◇ 「エイジフレンドリー補助金」を活用すること。（補助金事業実施の有無を確認すること）

3. 熱中症予防対策

- ◇ 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」において示されている事項を進めること。

菊池基署発 0529 第 2 号
令和 8 年 5 月 29 日

事業主 各位

菊池労働基準監督署長



職場における労働災害防止のために（要請）

～多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場～

日頃より労働基準行政に格別の御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今年度も6月の準備月間を経た7月1日から7日の1週間を「全国安全週間」として、各種労働災害の防止のための取組が行われることとされております。

当署管内における休業4日以上労働災害（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）は、令和7年において499件（うち死亡6件）であり、平成11年以降において最も多い件数となりました。また、死亡災害は第三次産業においても発生しており、大変憂慮すべき事態です。

当署における労働災害発生状況や昨今の行政課題を踏まえ、重点とすべきポイントを簡潔に示し、その周知を図ることが重要であると考え、添付リーフレットのとおりとめました。

この安全週間及びその準備月間を契機として、添付リーフレットの内容を御確認いただき、必要な対策を推進いただきますようお願い申し上げます。

なお、具体的な対策について、御不明な点等がございましたら、担当部署あて御連絡ください。

<担当部署>

菊池労働基準監督署 安全衛生課

TEL：0968－28－2668

<改正労働安全衛生法が順次施行されています>



令和7年5月に安全衛生法が改正され、①個人事業者等の対策推進、②メンタルヘルス対策、③高齢者の安全対策等に係る改正がなされ、順次施行されています。

<いわゆる『エイジフレンドリー指針』が公示されました>



労働安全衛生法の改正を受け、令和8年2月に「高齢者の労働災害防止のための指針」が公示されました。
内容の確認と必要な対策を講じてください。

<エイジフレンドリー補助金を御活用ください>



今年度の補助金受付が始まりました。ぜひ、御活用ください。

期間：令和8年5月20日～10月31日

<転倒・腰痛災害防止はできることから始めましょう>



当署管内で相当割合を占める転倒や腰痛といった行動災害について、できることから対策を始めてください。
ポイントが絞られたテキストですので、御確認ください。

<『職場における熱中症防止のためのガイドライン』による対策をしましょう>



令和8年3月に熱中症予防に関する対策手順が包括的にまとめられたガイドラインが公表されました。この手順に従い、今夏を乗り切りましょう。

<荷役災害における災害防止対策を進めましょう>



令和5年10月から最大積載量2t以上のトラックにも安全な昇降設備の設置、作業時の保護帽の着用が義務付けられています。安全な荷役作業の徹底をお願いします。



労働災害増加

死亡災害が多発 新たな課題が見つかりました

労働災害増加に歯止めがかからない 必要な取組を検討します

今後の就労人口の変化に備えを 被災者の高齢化が進行

令和7年発生状況の懸念事項

トピックス

令和7年の死亡労働災害は6件発生

6件もの死亡労働災害が発生しております。過去10年間に於いて最も多く発生しており、大変憂慮すべき事態です。業種内訳は建設業3件、運送業1件、小売業1件、社会福祉施設1件であり、第三次産業においても発生しています。

令和7年の休業4日以上之死傷災害件数は499件発生

※新型コロナウイルス患者数を除く

令和6年は482件発生し、過去10年間で最も多い件数となりました。しかし、その件数をも超える労働災害が発生しており、増加に歯止めがかからない状況です。

災害の傾向

令和7年発生労働災害の傾向

① 被災労働者の高齢化

- 災害に占める60歳以上の被災者の割合は36.7%
- 特に第三次産業における高年齢労働者の「転倒災害」が目立つ
- 高年齢労働者の休業見込み平均は、47日（休業1年超えの事例も）

② 行動災害（転倒）の増加

- 令和7年は転倒152件で、前年からの増加率約23%
- 転倒のうち目立つのは「つまづき」で、転倒災害の約26%
- 転倒で骨折等重症に至ったものは約61%



③ 第三次産業での災害多発

- 第三次産業における災害は223件で全産業の約47%
- うち「転倒災害」が約43%を占めている
- その他2m未満の低所からの墜落災害も目立つ

④ 付随作業での死亡災害

- 休憩のための移動中、隙間時間の定期的な清掃作業、重機移送、車両整備中といったいわゆる「本業」に付随する作業中に発生している



菊池労働基準監督署



令和7年発生状況を踏まえた重点項目

<安全衛生管理体制の確立>

- ・法定の安全管理体制の確立による責任体制の明確化
- ・労働安全衛生に関する取組に係る実施体制の整備

職場のあんぜんサイト



厚生労働省HP



<高年齢労働者対策>

- ・エイジフレンドリー指針に基づく取組の促進
- ・エイジアクション100チェックリストによる事業場課題の洗出しと計画的な改善
- ・事業場の高年齢労働者からの意見聴取のほか取組状況の確認

<行動災害（転倒）災害防止>

- ・4S活動の徹底による事業場内の不要な障害物の除去
- ・事業場内パトロールによる通路上の死角の洗出しと周知
- ・適切な履物の選定と正しい履き方の確認

<第三次産業関係の取組>

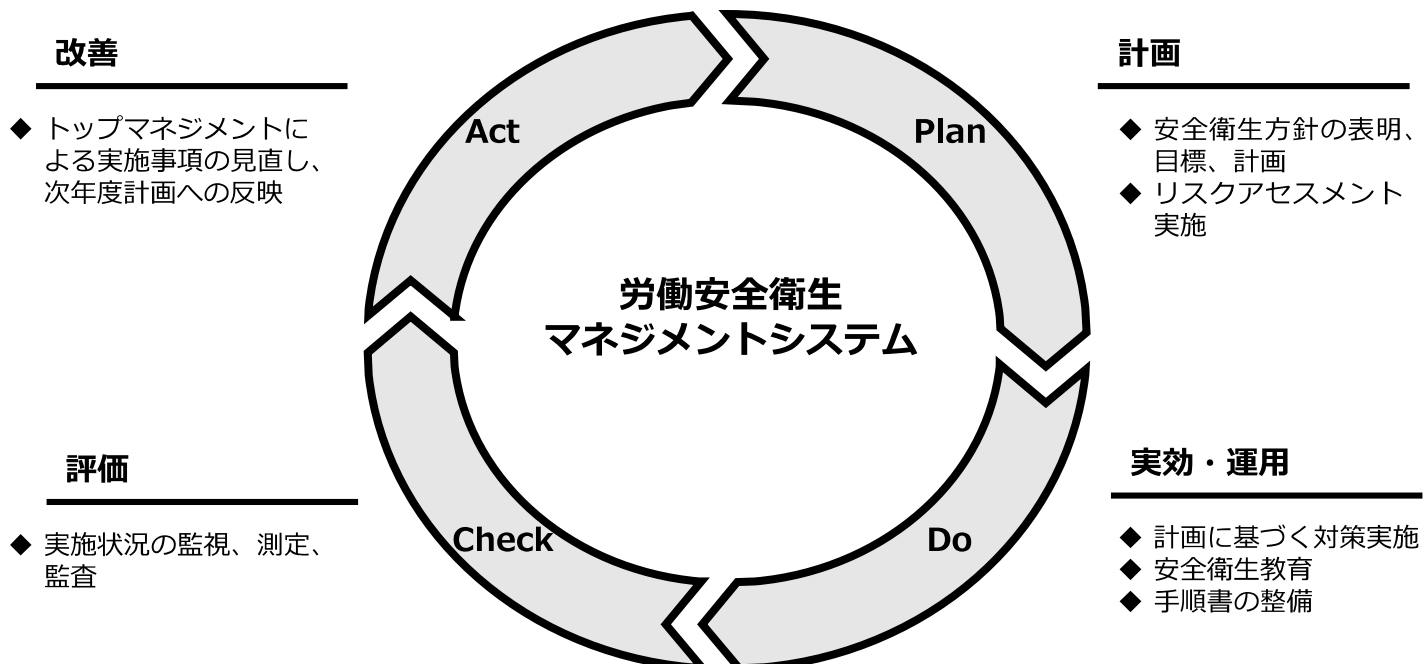
- ・業務に関する実務的な教育のみならず「職場のあんぜんサイト」を活用した安全衛生教育の定期的な実施
- ・脚立等用具類の正しい使い方を示した手順書整備と周知、使用状況の確認

<付随作業における取組>

- ・主たる作業のみならず、休憩、移動、準備や片付けといった付随する作業の洗出しと危険箇所、危険行為の確認
- ・確認した事項に対する取組（危険の見える化、KY活動など）

（補足）安全衛生マネジメントシステム導入による持続可能な安全衛生管理活動に向けて

経営トップが自ら「安全衛生方針」を表明し、労使協力による取り組みを約束することにより、労働災害防止が経営理念の1つとして明確化されます。安全衛生目標の設定や安全衛生計画の作成・実施などシステムの運用に労働者も関与し、その意見が反映される仕組みができることにより、各人が問題意識をもち、日常の安全衛生活動にも積極的に取り組むようになることが期待できます。



職場における

熱中症防止のための
ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。
本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① **「設備、体制の整備」**を参考に準備を行った上で、
- ② **「熱中症リスクの把握」**で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ **「熱中症リスクに応じた措置」**にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。



体制整備、必要な設備の整備を行いましょう！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょう。

熱中症リスクを適切に把握しましょう！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょう。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょう。

リスクに応じた対策を検討しましょう！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



教育研修を行いましょう！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょう。



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

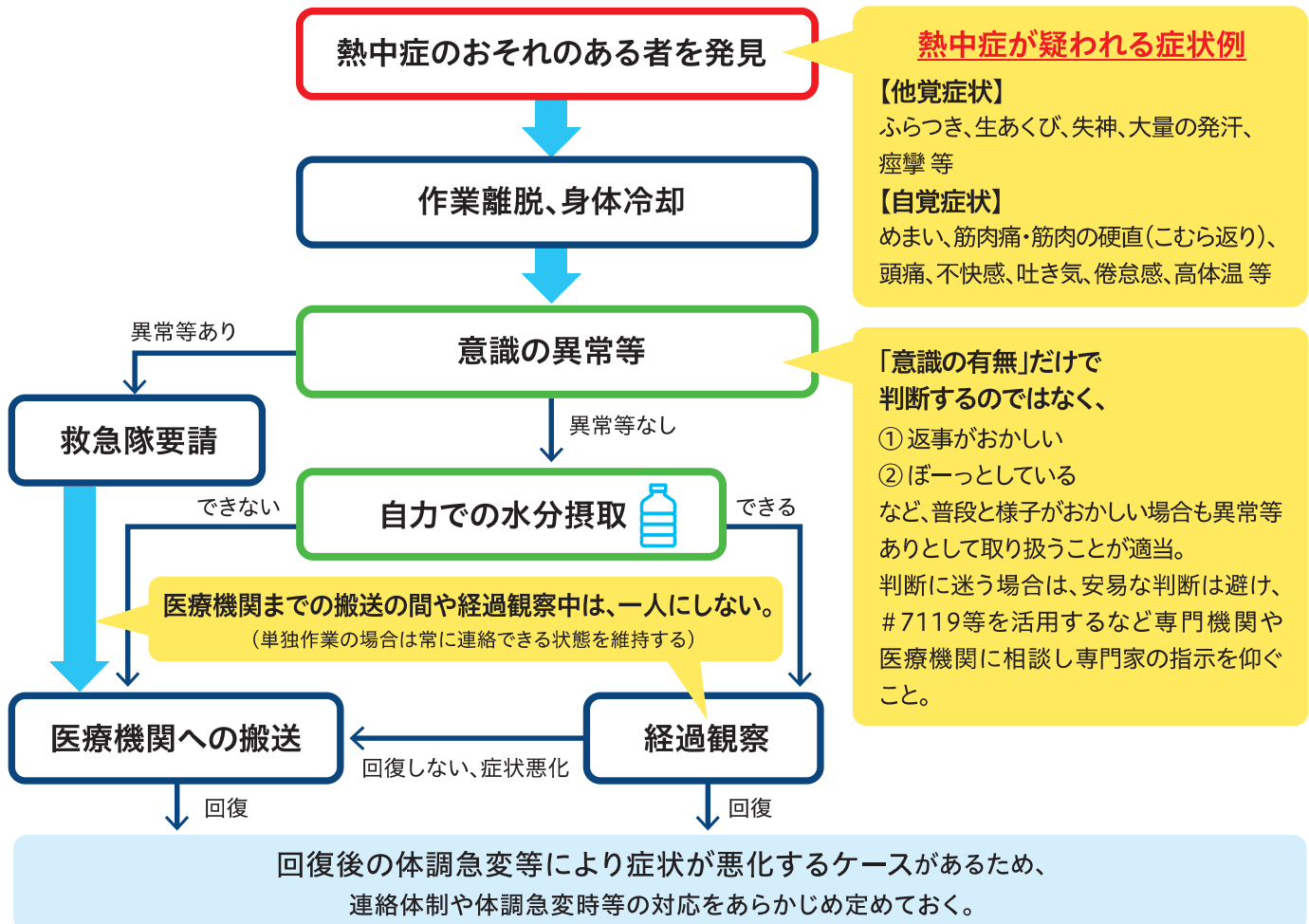
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

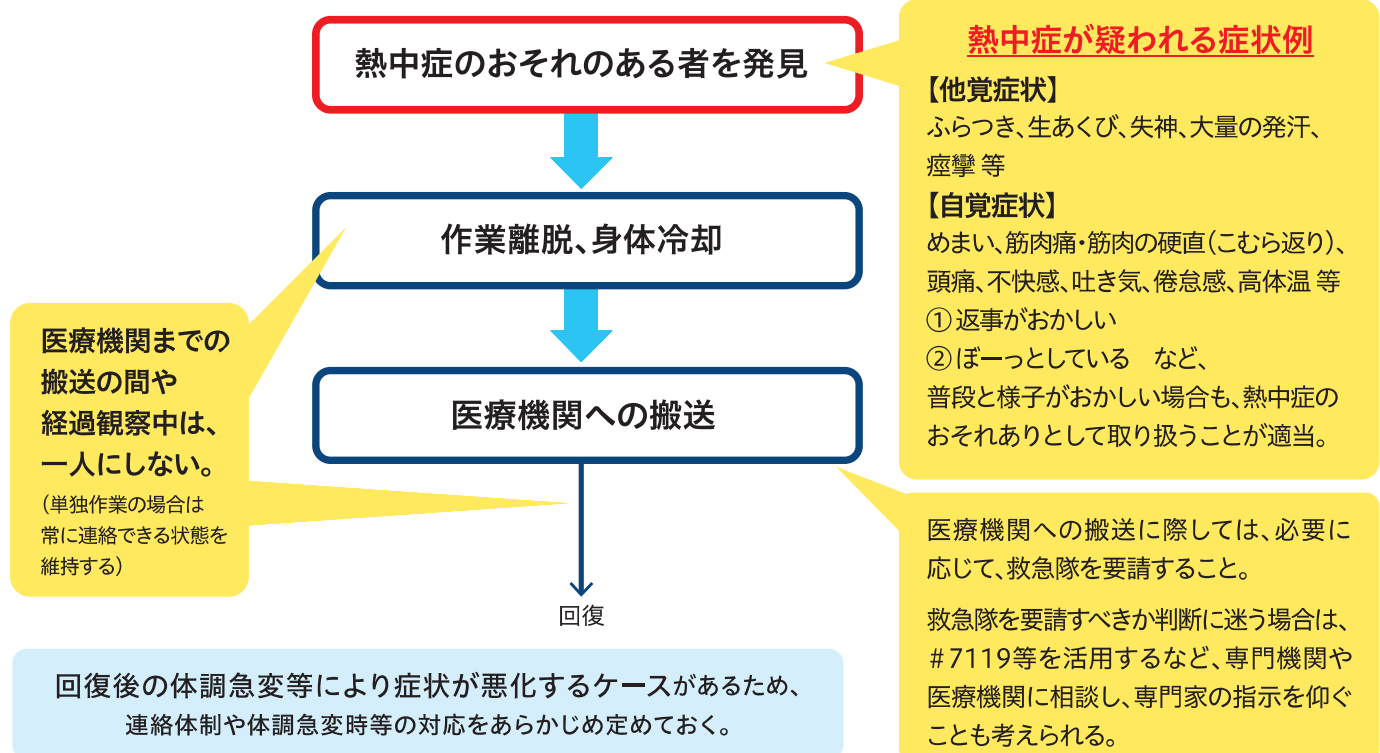
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
✓チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



ひととくらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入职者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



トラック等乗降時は、『3点支持』の徹底を！！

菊池労働基準監督署管内において、トラックやダンプの運転席や助手席での乗降の際に、はしごやステップで足を滑らせてしまい、地面に墜落してしまう労働災害が発生しています。

運転するトラック、ダンプの種類等により様々ですが、おおよそ1m～1.5m程度の高さからの墜落しており、ヘルメットを着用していない事例も多く、頭部へのダメージが大きい場合、重篤な災害となりかねません。

このような墜落災害を未然に防ぐための取組みとして、『3点支持』が有効であると考えておりますので、このリーフレットを参考に、その徹底をよろしくお願いします。

<災害のイメージ>

そもそもトラックやダンプの「乗降の際の墜落災害」とは、次のようなものです。

災害出所：労働者死傷病報告（他署分含む）



事例①

運転席方向を向いて降車していたが、ステップ3段目で足を滑らせてしまい、お尻から墜落した。

（骨盤部の骨折、休業見込3か月）

事例②

洗車場で、運転席から降車する際、ステップ2段目に左足を置き、1段目に右足を置こうとしたときに足を滑らせてしまい、後ろ向きに約1m墜落した。

（頭部打撲、休業見込2週間）

事例③

降車時に、ステップ上で足を滑らせてしまい、墜落した（目撃者なし）。

（頭部打撲、死亡）

運転席の例（写真出所：国土交通省）

<墜落する原因>

様々な原因によって災害が発生しています。管内の災害かを分析すると次のような原因が考えられます。

- ① はしごやステップ（以下「はしご等」）が濡れていたため足が滑った
- ② 片手（又は両手）に荷物を持って乗降し、はしご等を踏み外した
- ③ 降りる際、運転席側を向けず、正面を向いて降車したところ、はしご等を踏み外した
- ④ 積載時と空荷の時に車高が変わり、地面に足が届かなかった

トラック、ダンプ等乗降時の「3点支持」を徹底してください！！



3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指します。

左の写真で言えば、右手、左手で運転席のグリップを掴み、右足をステップに乗せています。常に4点のうち、3点で身体を支えているかを意識しながら、乗降することが重要です。

ポイントは、次の3つです。

- ① 何も手に持たないこと
- ② 運転席（又は助手席）側を向いて昇降すること
- ③ 必ず片足がステップや地面についてから、次の動作に入ること

3点支持の例（写真出所：国土交通省）

KY活動による「3点支持」の定着を！

3点支持の定着のため、日ごろの対面点呼を活用した「KY（危険予知）」による定着を図ってください。

KYとは、日々の作業手順の中に隠れている「不安全な状態や行動」（危険）を事前に明らか（予知）にし、作業者自身が対策を考えて実行することを目的として行う自主的な安全活動のことをいいます。



KY活動は、テキストやパソコンは必要なく、口頭のみで可能です。結果を記録する必要もありません。次の流れでやってみましょう！

～KY活動の流れ（4R法）～

どんな危険が潜んでいるか
(危険を予測し、話し合う)

危険ポイント
(発見した危険のうち重要なものを全員で確認)

あなたならどうする？
(災害防止策を考える)

私たちはこうする
(対策方針の決定・共有)

労働者と点呼者の2名で行うことも可能です。

・危険のポイント
・その対策
を自主的に検討することが重要です。

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブル も

焼却設備 も

工業炉 も

発電設備 も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクル も

貯蔵設備 も

配管設備 も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽 も
(オートクレーブ含む)
対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

綿石工作物 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!! 下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1

石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point 2

石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※であって、事前調査結果の報告が必要！

※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3

報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
特定工作物※1	解体・改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限り）※2	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。

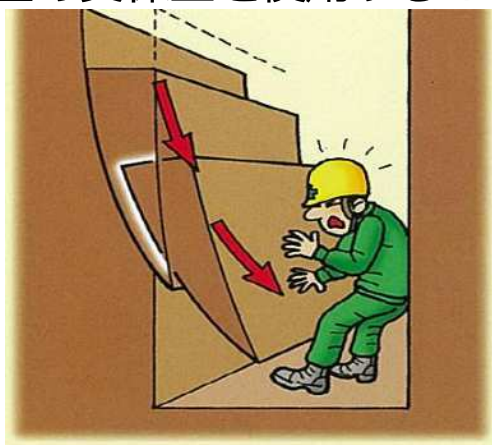


○高所での作業を行うときは

作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

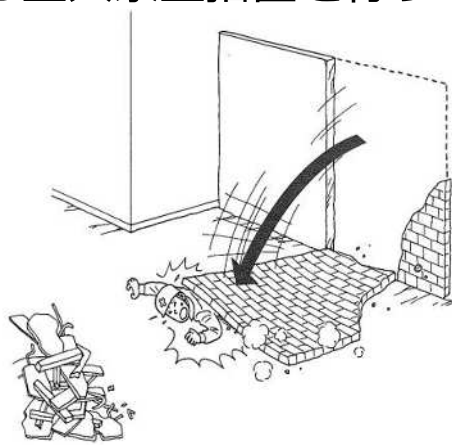
○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。



○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。

(2019.10)



災害からの復旧工事の安全な施工について

～建設機械作業編～

作業の実施にあたって注意いただきたい事項

○ 作業開始前は

- ・パワーショベル等の建設機械の運転には資格が必要です。資格の有無を確認してください。
- ・あらかじめ作業計画を作成してください。

○ 作業中は

- ・運転中、建設機械の周囲は立入禁止とし、作業車と機械との接触を防止してください。
- ・地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合は、鉄板の敷設などにより建設機械の転倒を防止してください。



現場に入る際は

○ 服装・装備

- ・長袖・長ズボンの作業着、ヘルメット、踏み抜き防止用の中敷きを付けた安全靴等の底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスク、ゴーグルなどを装備してください。



ヘルメット



底の厚い靴

踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

○ 高所で作業を行うときは

- ・フルハーネス型墜落制止用器具を着用し、使用してください。



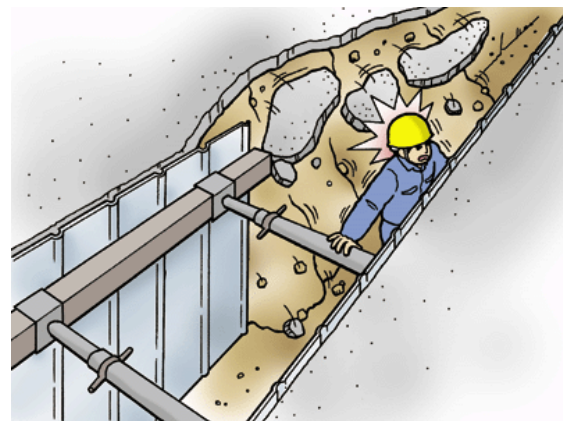
災害からの復旧工事の安全な施工について

～土砂崩壊災害防止対策編～

作業の実施にあたって注意いただきたい事項

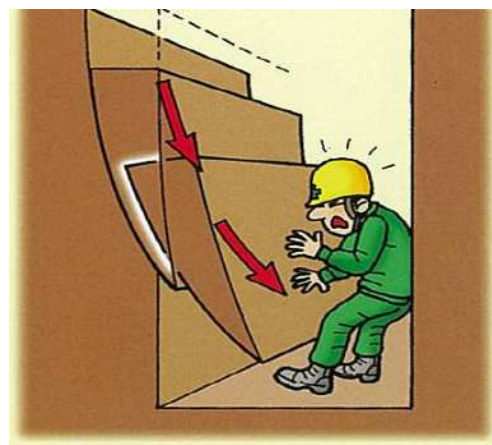
○ 土石流への対応

- ・土石流の危険のある河川や「土砂ダム」の決壊のおそれがある等、土石流危険箇所付近で作業を行うときは、降雨や融雪の状況、上流の河川や周辺の状況を把握し、緊急時には作業を中止して退避してください。



○ 掘削作業を行うときは

- ・作業箇所、その周辺の地山、地層について、含水、湧水 及び融雪の状況を調査し、土止め支保工を 使用してください。
- ・作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検し、異常の早期発見に努めてください。



現場に入る際は

○ 服装・装備

- ・長袖・長ズボンの作業着、安全靴等の底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなどを装備してください。

○ 高所で作業を行うときは

- ・フルハーネス型墜落制止用器具を着用し、使用してください。

